

第 25 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 2 時 15 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17 名）

1 中津 正三		15 桐山 文子
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一		17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（2 名）

8 清水 峰幸	10 高橋 正彦	

その他の出席者（5 名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1 名

議案

議案第 664 号 審査請求について

議案第 665 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 666 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 667 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 668 号 農業振興地域整備計画変更（案）について

報告第 25 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第 25 回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、1 番 中津委員、1 9 番 岡本委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第 6 6 4 号、審査請求について、を議題に供します。事務局説明願
います。

事務局

議案第 6 6 4 号、審査請求について、説明させていただきます。

別添資料をお願いします。

時系列を簡単に説明させていただきます。

資料No.1 令和 7 年 6 月 5 日に、情報公開請求が審査請求人から出され
ました。請求に係る情報の内容の報告第 3 2 号 4 2 番とは、資料No.5 でご
ざいます。全体で 3 0 ページございまして、一部抜粋でございます。

個人情報保護の観点から、資料No.2-1 のとおり、当委員会事務局にて、
同年 6 月 1 9 日付けで請求者に通知しました。内容は、資料No.2-2 のと
おりでございます。

その後、資料No.3 のとおり、7 月 1 日に情報公開した内容を不服として、
審査請求書が提出されました。

審査請求書を確認し、再度市部局と調整をしたところ、現況欄や、

農業委員会が行う事務又は事業について、公にすることにより、事務又
は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが
ないとして、団体に関する情報を公開として、資料No.4-1 のとおり情報
公開変更決定しました。内容は、資料No.4-2 のとおりでございます。

変更した内容は、審査請求人に対して送付済でございます。

再度、資料No.3 をお願いします。

審査請求に対して、受付や内容を精査するのは、当該農業委員会となり
ます、

現時点において、当該審査請求書は、どのような裁決を求めているのか

明確ではありません。このため、審査請求書の記載事項の要件を満たしておらず、趣旨を明確にするため、本日は、農業委員会として、審査請求人に対し、具体的な開示部分を示すよう資料№6のとおり、審査請求書を補正する様に命令を出していきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、なかなか分かりにくい案件ですが、何かご質問ございませんか。

委員 この補正を命じた場合、請求人が記載した公開部分はすべて公開しなければならないのですか。

事務局 補正命令により、開示する部分を明確にしてもらう予定ですが、今後は、補正された内容、審査請求人の開示依頼に対して、当委員会でどの項目を開示するのかを決めることとなりますので、審査請求人が開示依頼したからといって、すべて開示しなければならないものではございません。

審査請求人が補正に応じたところで、正式に当委員会で受理することを決めてもらいます。その後、弁明書を作成することとなります。

委員 審査請求人は何を目的としているのですか。

事務局 情報の公開は、その取得する目的によって、公開・非公開とするものでは、ございませんので解かりかねます。

委員 資料3における、趣旨は、通知がされていないことが書いてあるが、どういう状態か。

事務局 通知については、順次発送しております。

委員 補正箇所については、弁護士と相談しましたか。

事務局 弁護士とは相談しておりませんが、市部局の法務担当には、補正が必要な箇所については確認しております。

議長 この件は、なかなか内容が理解しにくいものであるため、内容を確認し、再度委員会で諮ることによろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、この案件については保留とし、次回再度、諮ることによりまして、次に移らせていただきます。

議案第665号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第665号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、田、4筆合わせて、5,033㎡で、ございます。取得後は野菜及び水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、畑、田、13筆合わせて、6,468㎡で、ございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、畑、451㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することによりまして、次に移らせていた

だきます。

議案第666号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第666号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、畑、197㎡で、農家住宅及び農業用倉庫でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

2番、畑、670㎡のうち349㎡で、一般個人住宅（車庫・駐車場・家庭菜園）でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第667号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第667号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

ます。

2 ページをお願いします。

3 件提案されております。

1 番、所有権移転によります、畑、9 2 3 m²で、貸駐車場でございます。
農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連た
する区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

2 番、賃貸借権によります、田、2 1 4 m²のうち1 3 7 m²で、新幹線高
架下メンテナンス工事用道路及び作業場でございます。

農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和7年8月19日から令和8年1月
31日まででございます。

許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為
に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を
供することが必要と認められるもの。」に該当します。

3 番、使用貸借権によります、畑、6 7 0 m²のうち3 2 1 m²で、一般個
人住宅でございます。

農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連た
する区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定し
てよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていた
だきます。

続きまして、議案第668号 農業振興地域整備計画変更（案）について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第668号 農業振興地域整備計画変更（案）について、説明させていただきます。

議案の後ろの方になりますが、7ページをお願いします。

「議案第668号 農業振興地域整備計画変更（案）について」をご覧ください。

先ほど審議いただきました、農業振興地域整備促進協議会と内容は同じでありますので、8ページに書いてございます個々の内容についての説明は省かせていただき、概略を説明させていただきます。

除外につきましては、農家分家住宅・1件で415.88㎡、その他、農家住宅の敷地拡張・1件で80㎡ 以上合計2件、495.88㎡となります。ご審議お願いいたします。

了承いただければ、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、農業委員会の結論としてまいりたいと存じますので、よろしくお願いします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、農業振興地域整備促進協議会の審議結果をもって、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第25号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第25号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報

告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

1番、田、4筆合わせて、25.63㎡で、公衆用道路でございます。

3ページをお願いします。

2番、田、832㎡で、一般個人住宅でございます。

3番、田、24㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、田、455㎡で、貸倉庫及び貸家でございます。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

5番、所有権移転によります、田、938㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

6番、使用貸借権によります、田、350㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、所有権移転によります、田、2.78㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、326㎡で、一般個人住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、671㎡で、宅地分譲でございます。

4ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、田、307㎡で、運送業駐車場でございます。

11番、所有権移転によります、田、1,471㎡で、運送業駐車場でございます。

12番、所有権移転によります、田、297㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、78㎡で、一般個人住宅でございます。

- 14番、所有権移転によります、畑、147㎡で、一般個人住宅でございます。
- 15番、所有権移転によります、田、1,656㎡で、内科診療所でございます。
- 16番、所有権移転によります、田、252㎡で、店舗（調剤薬局）併用住宅でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、846㎡で、寄宿舍でございます。

5ページをお願いします。

- 18番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、524㎡で、一般個人住宅でございます。
- 19番、賃貸借権によります、田、942㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。
- 20番、所有権移転によります、田、920㎡で、宅地分譲でございます。
- 21番、所有権移転によります、田、849㎡で、分譲住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 22番、田、5筆合わせて、2,442㎡でございます。

6ページをお願いします。

- 23番、田、21筆合わせて、14,488.3㎡でございます。
- 24番、田、畑、5筆合わせて、1,640.69㎡でございます。
- 25番、田、991.5㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。
事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供するために農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

26番、賃貸借権によります、田、245㎡のうち、4㎡で、無線基地局新設工事でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時40分閉会